

令和 3 年度

第 4 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 7 月 3 0 日 (金)

上越文化会館 4 階 大会議室

令和3年度第4回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年7月30日(水) 午後2時

場 所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

4番 吉村 清正	6番 古川 政繁	7番 篠宮 英樹
8番 竹内 浩行	12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰
14番 清水 強	16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄

(2) 農地利用最適化推進委員

加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	高島 真一
藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一
齊藤 啓治	白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義
綿貫 一成	高宮 文男	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員

佐藤 清繁 金子 昭榮 牧繪 雄一郎

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一 小林 政秋

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	係長	橋立 理
	主事	中村 駿
中郷区駐在室	主任	野坂 公子
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	主任	高橋 理彦

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 篠宮 英樹 16番 折笠 正勝

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について
- 議案第5号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(板倉区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 人、出席委員数 9 人、欠席委員数 3 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会推進委員数 17 人、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが、会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 7 番篠宮英樹委員、議席番号 16 番折笠正勝委員の両名を指名します。</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をします。</p>
一同	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>(憲章を唱和)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができますので、積極的に意見等を述べていただきたいと思います。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 103 番から 106 番までの 4 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 103 番から 106 番までの 4 件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した 4 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」2 件、「休耕」2 件です</p> <p>このうち、番号 106 番は、会社が認定農業者として耕作しておりましたが、会社の整理に伴い、所有している農地を会社の代表者が耕作を行うため、会社と貸人が合意解約するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、4件を承認します。</p> <p><報告第2号「公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」></p> <p>報告第2号「公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」、番号1番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>2頁、報告第2号「公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」、番号1番の1件を報告します。</p> <p>この案件は4月の第1回第一農地部会定例会で、公売の入札参加資格者として、申請者に「買受適格証明書」が交付された案件です。</p> <p>令和3年6月2日に開札が行われ、6月22日に落札者である申請者から第3条許可申請書が提出されました。</p> <p>内容を確認した結果、4月の議決の際と同様の内容だったため、事務局長専決処分により、6月23日付けにて許可書を交付したものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第2号「公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」、1件を承認します</p> <p><報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号4番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>3頁、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号4番の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>転用目的は、「敷地拡張」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>申請者は新潟市に住んでいますが、どのような内容の申請でしょうか。</p>

(事務局) 橋立	自己所有地である宅地に隣接する農地を宅地に自己転用するものです。
高島委員	家屋は建っているのでしょうか。
(事務局) 橋立	建っています。
議長	他に質問等がないようですので、報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、1 件を承認します。
議長	<報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」>
議長	報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 59 番から 66 番までの 8 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	4 頁、報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 59 番から 66 番までの 8 件の届出書を受理しましたので報告します。 転用目的は、「一般個人住宅」7 件、「資材置場」1 件の計 8 件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないようですので、報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、8 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」>
議長	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8 番から 12 番までの 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	説明に入る前に番号 11 番について、昨日、申請者から議案の修正依頼がありました。 内容は「10a 当たり単価」について、家屋や宅地部分も含まれていたことから当該部分を除いた農地のみ単価で総額 20 万円、「10a 当たり単価」だと 123,076 円に修正依頼があったものです。 それでは、6 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8 番から 12 番までの 5 件を説明します。

	<p>番号 11 番は、譲渡人が県外に住んでおり、耕作不便であることから地元の農業者に申請農地を譲るものです。</p> <p>その他の案件については、譲渡人の労力不足に伴い、譲受人が経営規模を拡大するものです。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
	<p><議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」 ></p>
議長	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 16 番及び 17 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>7 頁、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 16 番及び 17 番の 2 件です。</p> <p>番号 16 番は「農業用施設」、17 番は「駐車場」に転用するものです。それぞれ位置図及び土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>番号 16 番は、譲受人が所有する農業機械格納庫が、県道田屋・戸野目線の歩道新設工事に伴い移設が必要となり、譲渡人が所有する申請農地に新設するものです。</p> <p>申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、事業計画が「農業用施設」であり、「地域の農業の振興に資する施設として設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。</p> <p>工期は令和 3 年 8 月 21 日から令和 3 年 8 月 31 日までです。</p> <p>土地利用計画は、農業機械格納庫で、所要面積は 143 m²、建築面積は 46 m²で建ぺい率は 32.16%となり、妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p>

	<p>番号 17 番は、譲受人の自宅には駐車場がなく、やむを得ず自宅に隣接する未耕作の申請農地に所有者の同意を得て、駐車しているため、申請農地を取得し、駐車場を整備するものです。</p> <p>申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。</p> <p>土地利用計画は、駐車場で、所要面積は 378 m²。車両の内訳が自動車 4 台（自分用 2 台、妻 1 台、娘 1 台）、バイク 3 台（自分用 3 台）、来客用 1 台であり、すべて保険証・納税証明書等で所要を確認し、妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 3 件、利用権移転なし、所有権移転 2 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 418 番及び 419 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>13 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号 418 番及び 419 番の 2 件を説明します。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、2 件、田 54 筆 23,993.19 m²、畑 7 筆 1,177 m²です。</p> <p>番号 418 番は、先の「報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、で説明しましたが、会社の整理に伴い、譲受人が今後、農業経営を行うため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号 419 番は、先月の農地部会で一部の農地に抵当権が設定されているため、取消</p>

	<p>した「上越市農用地利用集積計画」に代わり、当該抵当権設定農地を除いた「上越市農用地利用集積計画」を上程するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>番号 418 番について移転する農地は、これで全てでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>転用を予定している農地三筆を除き、全てです。</p>
高島委員	<p>番号 418 番の法人は何をしている会社か。</p>
(事務局) 橋立	<p>農業法人であるが、解散した後は一般の事業所になる見込みです。</p>
加藤委員	<p>運送業なども手広く行っています。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、続きまして、利用権設定、番号 415 番から 417 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>14 頁及び 15 頁、利用権設定、番号 415 番から 417 番までの 3 件を説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、3 年超 6 年以内 1 件、6 年超 10 年以内 2 件、合計 3 件、田 26 筆 20,108 m²、畑 2 筆 244 m²です。</p> <p>番号 416 番及び 417 番の新規案件ですが、譲受人は、すでに申請農地で耕作を行っており、利用権の設定の手続きが漏れ落ちていたことから、この度、改めて設定するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
	<p><議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」></p>
議長	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号 1 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>16 頁、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号 1 番を説明します。</p> <p>農地の所有者から所有権移転に係るあっせん申出があったものです。</p> <p>対象農地は田 4 筆、合計 33,285 ㎡で、対象となる面積が大きく認定農業者との調整に時間を要するため、農地中間管理機構を活用した方が有効であると判断し、買入協議を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、原案のとおり意思決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、原案のとおり意思決定することに決定します。</p>
	<p><議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」></p>
議長	<p>議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 2 件を上程します。担当課の説明を求めます。</p>
(事務局) 布施	<p>17 頁、議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、番号 1 番及び 2 番の対象地区 2 件を説明します。</p>

	<p>番号1番は集落の農事組合法人が主体となって農地集約に取り組んだ結果、区域内農地面積の約9割を集積している状況です。</p> <p>いずれの地区も農業者の高齢化が進んでいることから後継者の育成が課題となっているところです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の担当課の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、「意見なし」として意見決定します。</p>
議長	<p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7104番から7106番までの3件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7104番から7106番までの3件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した3件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、すべて「他者に貸付予定」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、3件を承認します。</p>
議長	<p><報告第2号「農用地利用集積計画変更について」></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、番号7101番及び7102番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(中郷区) 野坂</p>	<p>2 頁、報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 7101 番及び 7102 番の 2 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>平成 25 年から 10 年間の利用権設定でしたが、耕作者が当該農地で熊に遭遇し、命の危険があることから、耕作は断念し、代わりに賃貸料 0 円で草刈り等の保全管理を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 2 件を承認します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 13 件、利用権移転なし、所有権移転なしを上程します。</p> <p>利用権設定、番号 7136 番から 7148 番までの 13 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 野坂</p>	<p>4 頁から 7 頁まで、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号 7136 番から 7148 番までの 13 件を説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、3 年以内 3 件、3 年超 6 年以内 9 件、6 年超 10 年以内 1 件、合計 13 件、田 23 筆 37,676 m²、畑 2 筆 731 m²です。</p> <p>いずれの案件も再設定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>譲受人は 91 歳ですが、賃借期間 10 年で大丈夫でしょうか。</p>
<p>(中郷区) 野坂</p>	<p>息子がおり、メインとなってやっておりますので大丈夫です。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」></p> <p>議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、「1 実質化された人・農地プラン」対象地区 3 件、及び「2 実質化された人・農地プランの変更」対象地区 1 件を上程します。担当課の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>8 頁、議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、「1 実質化された人・農地プラン」番号 1 番から 3 番までの 3 件、及び「2 実質化された人・農地プランの変更」番号 1 番を説明します。</p> <p>「1 実質化された人・農地プラン」、1 番の藤沢地区は、耕作者や後継者が不足していますが、令和元年に設立された農事組合法人を中心に農地の耕作を集約していく計画です。</p> <p>2 番松崎地区及び 3 番市屋地区は、既存のプランですすでに地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域です。</p> <p>「2 実質化された人・農地プランの変更」、1 番の福田地区は、中心経営体に集落内の認定農業者 1 名を追加したプランの変更です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、「意見なし」として意見決定します。</p>
議長	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 1 件、利用</p>

	<p>権移転なし、所有権移転1件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号7649番について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転、番号7649番について説明します。</p> <p>売り手は、合併前上越市に居住していますが、日常の管理に支障を来たしており、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、続きまして、利用権設定、番号7648番について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3頁、利用権設定、番号7648番、期間10年、1件で再設定です。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」></p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番及び2番の2件を上程します。事務局の説明</p>

	を求めます。
(名立区) 高橋	<p>1 頁、議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号 1 番及び 2 番の 2 件です。</p> <p>申請者が中山間地域直接支払制度を利用するため、農用地区域への編入を申請するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号 1 番及び 2 番の 2 件を同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号 1 番及び 2 番の 2 件を同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 6 件、利用権移転なし、所有権移転なしを上程します。</p> <p>利用権設定、番号 9533 番から 9538 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>3 頁及び 4 頁、利用権設定、番号 9533 番から 9538 番までの 6 件を説明します。</p> <p>内訳は、2 頁に記載のとおり、利用権を設定する土地、3 年以内 2 件、3 年超 6 年以内 4 件、合計 6 件、田 16 筆 8,356 ㎡、畑 1 筆 29 ㎡です。</p> <p>このうち番号 9535 番から 9537 番までの新規 3 件については、これまで土地所有者が自作していましたが、労力不足から借受人と利用権設定するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。事務局から何かありますか。</p>
事務局長	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>他にないようですので、上原職務代理が閉会のあいさつをします。</p>
上原 職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
議長	<p>本日の農地部会を終了します。</p>